

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	栃木市文化会館利用承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市文化会館条例第7条
根拠条項	栃木市文化会館条例第4条、第5条及び第6条
参考事項	
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年12月20日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用承認の取消し等（栃木市文化会館条例第7条）</p> <p>教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、栃木市文化会館条例第4条第1項の利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 栃木市文化会館条例第5条の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 利用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(5) 災害その他の事由により会館の利用ができなくなったとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が管理上必要があると認めたとき。</p> <p>2 利用の制限（栃木市文化会館条例第5条の規定）</p> <p>教育委員会は、会館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3) 暴力排除の趣旨に反すると認めたとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。</p> <p>3 利用承認の条件（栃木市文化会館条例第4条第2項）</p> <p>教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、利用の承認に条件を付けることができる。</p> <p>4 目的外利用等の禁止（栃木市文化会館条例第6条）</p> <p>栃木市文化会館条例第4条第1項の規定により利用承認を受けた者は、承認を受けた目的以外に会館を利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならな</p>



い。